

令和7年度「ふくいプレミアム商品券」発行業務プロポーザル 質問内容と回答

(質問内容は原文のまま掲載しています。)

質問に係る項目	質問	回答
全般について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公金を取り扱う事業を行う上で、事業準備時や運営時、終了時に受注者が特に留意すべき事項があれば教えてください。</li> <li>例) 金融機関口座の開設、商品券の保管管理</li> </ul>	<p>本業務における収支について、他事業と区別するため、専用の金融機関口座を開設するのが望ましい。また、商品券の保管管理にあたっては、施錠可能な保管庫で管理するなど、現金に準じた厳正な取り扱いを求めます。</p>
実施要領 2 業務概要 (4) 予定価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積りに、商品券のプレミアム（1セット当たり1,000円税込）相当額を計上が必要ですか？その金額は、発行数（22万セット）を乗じた金額でよいですか？</li> <li>・予定価格にはプレミアム原資220,000,000円（非課税）が含まれているという認識ですが、間違いございませんでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品券のプレミアム相当額を計上した参考見積としてください。プレミアム相当額の計上にあたっては、発行数22万セット以上に1セットのプレミアム相当額1,000円を乗じた金額としてください。</li> <li>・お見込みの通りです。</li> </ul>
実施要領 4 参加資格 (1) 福井市に主たる営業所を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格として福井市内に事業所があること、とあるが、現在開設手続き中の場合は応募資格があるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル参加において、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことが分かる書類を提出いただきます。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失するものとします。</li> </ul>
実施要領 10 受託候補者の選定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が認識している費用で、仕様書に記載されていない大きな費用が掛かるものはありますか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売場所の確保において、商品券の販売業務を委託する場合は、参考見積りに計上してください。</li> </ul>

(2) 審査基準		
仕様書 6 業務内容 (1) 事務局の設置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用低減のため、市所有の事務所や事務スペースを無償で借り受けることは可能ですか？ (設備、備品などの確保は、受注者で手配する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所などの事務スペースを確保することは受託者が負う業務となります。</li> </ul>
仕様書 6 業務内容 (5) はがきの印字及び発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はがきに可変印字する個人情報とは配布対象者の住所・氏名のことを指しますでしょうか。</li> <li>・はがきの仕様で購入数量が把握できるというのは具体的にどのようなものなのか、ご教示をお願いします。</li> <li>・はがき二つ折りの圧着加工など制作仕様に関するご指定があれば、ご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> <li>・商品券購入の際に、購入券付きはがきは代金と引き換えに回収することとしています(証拠書類)。受領したはがきに購入した数量が記載されている等、購入数量が把握できる仕様とする必要があります。</li> <li>・はがきの仕様に関する指定は仕様書に定めるところのほか、提案者によるご提案をお願いします。</li> </ul>
仕様書 6 業務内容 (6) 取扱店舗について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱いができる対象の店舗の限定について、仕様書に記載の「食料品・小売業を営んでいる」「福井市内に店舗を有する」「仕様書記載の対象外店舗」の他に、条件はありますか？</li> <li>・市民が商品券を利用して購入できない(してほしくない)(禁止する)商品はありますか？</li> <li>・本事業に際し、事業所に「費用負担」を前提に運営することは可能ですか？</li> </ul> 例：郵便書留代、店頭ツール購入代(のぼり旗やポール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件はございません。</li> <li>・法令又は公序良俗に反するものは購入できません(たばこ事業法など)。</li> <li>・事業所等の募集に際し、登録料等は徴しないものとしています。</li> </ul>

<p>仕様書 6 業務内容 (6) 取扱店舗について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱店舗数 1,000 店以上とのことですが、過去に市が発行された商品券事業における登録店舗数実績をご教示お願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に実施した商品券事業における登録店舗数実績を以て、本業務における取扱店舗数を想定することは適当ではありません。</li> <li>・利用者の利便性確保の観点から、登録店舗数は 1,000 店舗以上を目標とするよう、提案者によるご提案をお願いします。</li> </ul>
<p>仕様書 6 業務内容 (8) コールセンター業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗募集の開始日がコールセンターの開始日となりますが、市で想定されている募集開始希望日をご教示をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、食料品の物価高騰の影響を受けている市民の生活を迅速に支援するものです。店舗募集の開始については、円滑かつ迅速に事業を実施できるスケジュールを設定してください。</li> </ul>
<p>仕様書 6 業務内容 (10) 販売場所の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売場所の確保において、常設以外の場所は連続した 8 時間以上の販売体制でなくとも支障はございませんでしょうか。</li> <li>・常設の販売場所に加え、平日の夜間、土、日及び祝日の販売が求められているが、平日と夜間、土、日及び祝日の販売場所が異なっても差し支えないですか？</li> <li>・はがきを持参した方に身分証明を求めるなど、販売時に必要な事務があれば教えて下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入者の利便性を考慮した販売場所の確保及び販売時間の設定となっていれば支障はございません。</li> <li>・差し支えありません。常設の販売場所を含め、利用者の利便性を考慮した販売場所の確保及び販売時間を設定した販売場所について、提案者によるご提案をお願いします。</li> <li>・商品券の購入に際し、本人確認は求めませんが、販売時に必要な事務について、提案者によるご提案をお願いします。</li> </ul>

<p>仕様書 6 業務内容 (11) 事務処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込頻度は発注者と協議の上、決定をありますが、過去に市が発行された商品券事業における頻度をご教示をお願いします。</li> <li>・ これまでに発注者が行った市民向けのはがき郵送について、はがきの不着返戻の想定数があれば教えて下さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に実施した商品券事業における登録店への振込頻度実績を以て、本業務における振込頻度を想定することは適当ではありません。</li> <li>商品券取扱事業者にとって負担の少なくかつ適当な提案となるよう提案者によるご提案をお願いします。</li> <li>・ はがきの不着返戻の総定数については、一定程度の数を想定する必要があります。受託者が必要となる経費・費目として過不足なく考慮し、適正な積算を行ってください。</li> </ul>
<p>仕様書 6 業務内容 (12) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「証拠書類の10年間整備保存すること。」とは受託者が請け負う業務で間違いないでしょうか。また、証拠書類として保管する書類の種類の内容をご教示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お見込みの通りです。また、証拠書類としては、事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する書類です。</li> </ul>
<p>様式4（共同体結成届）</p>	<p>共同体結成届への記名押印者の名義は代理人でよろしいでしょうか。</p>	<p>共同体結成届にかかる記名押印は、共同体の構成員たる代表者名義としてください。</p>